

1. 件名：「柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(108)」

2. 日時：平成29年7月3日（月）16時00分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁18階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：内藤安全管理調査官、御田安全管理調査官、竹内安全審査官、田上安全審査官、野田安全審査官、谷安全審査官、佐口安全審査官、竹野技術参与

東京電力ホールディングス：土木調査担当部長 他8名

5. 要旨

①東京電力ホールディングスから、平成25年9月27日に申請のあった柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の設置変更許可申請のうち、基準地震動の策定について説明を受けた。また、平成29年6月16日に提出された補正申請書の内容を確認した。

②説明内容に対し、以下のとおり指摘した。

〔補正申請書〕

- ・解放基盤表面の設定については、基準地震動の評価における解放基盤表面と、入力地震動の評価における解放基盤表面とが明確に区分できる記載としたうえで、適切な説明とすること。
- ・地震動評価に関して、中越沖地震拡張モデルの破壊伝播形式についての説明を加えること。
- ・古安田層の記載について、安田層下部層との関係について、まとめ資料と間で記載内容と差異があるため適正化すること。

- ・火山影響評価に関して、阿蘇4テフラの降下火砕物に関する噴火履歴からの評価の記載については、出典等を確認したうえで適正化すること。

③東京電力ホールディングスから、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. 提出資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉
基準地震動の策定について コメント回答